

貿易から投資に広がる制限強化の動き

経済調査室 菅野 元希

1. 米欧日は貿易・投資の管理を強化

- 米中は1/15の合意を受けて2/14に関税を一部引き下げ、世界経済の減速をもたらした輸入制限の拡大には一旦歯止めがかかった。他方で、2/13に米国でFIRMA(外国投資リスク審査現代化法)が施行されるなど、輸出や対内投資の制限強化の動きは続いている(図表1-1)。
- 日米欧は2017年以降、6回にわたる貿易大臣会合を通じ、非市場志向の政策・措置の対処に向けた議論を進めている。主に中国を念頭において、強制技術移転、輸出信用、国家企業の事業拡大などに対処するため、WTO改革などととも、貿易・投資の管理を進める方針を示す。
- 米国の輸出規制については、18年に根拠法となる輸出管理改革法(ECRA)が制定され、新興技術に関する新たな規制が導入された。中国とのハイテク分野を巡る覇権争いを背景に、規制対象分野は中国の長期戦略である「中国製造2025」に対応している(図表1-2)。
- 中国の対外直接投資は2000年代に大きく増加し、世界の投資に占める割合も急上昇している。近年は経常黒字の縮小や人民元安に加え、中国政府の娯楽・不動産などへの対外投資の監視強化によって増加ペースが鈍ったが、技術獲得を目的とした先進国への投資拡大は続いている(図表1-3)。
- 欧米諸国では、安全保障目的で外資による国内企業への投資を規制する制度があり、米国において、大統領が外資の国内企業買収を阻止した案件は5件ある。これらの案件全てに中国企業が関わっており、欧米主要国では中国への警戒感が高まっている。

図表1-1 最近の貿易・投資管理強化の動き

	輸入	対内投資	輸出	対外投資
米国	<ul style="list-style-type: none"> 対中追加関税 中国製通信機器などの政府利用規制(より広範な輸入管理も検討中) 	対米外国投資委員会(CFIUS)の管理厳格化	<ul style="list-style-type: none"> 輸出管理改革法(ECRA)制定と規制品目リスト(CCL)見直し エンティティリストへの追加 	
欧州	デジタル課税	審査制度厳格化	一般データ保護規則(GDPR)によるデータ輸出規制	
日本	韓国産ヒラメなどに関する検査強化	外為法改正	<ul style="list-style-type: none"> 輸出優遇(ホワイト国)を細分化し、韓国をグループAから除外 韓国に対する3品目を個別許可 	
豪州		送電網や農地取得の規制強化		
中国	対米追加関税	外商投資法*	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ法 輸出管理法(計画中) 	対外投資の監督強化

(備考)1.日本政策投資銀行作成 2.*は緩和的措置

図表1-2 ECRA対象分野

中国製造2025	ECRA	対応
①次世代情報技術	バイオテクノロジー	⑩
②デジタル制御の工作機械	AI・機械学習	①
③航空・宇宙設備	測位技術	③
④海洋エンジニアリング・船舶	マイクロプロセッサ	①
⑤先端的鉄道設備	先進コンピューティング	①
⑥省エネ・新エネ自動車	データ分析	①
⑦電力設備	量子情報・量子センシング技術	①⑩
⑧農業用機材	輸送関連技術	④⑤
⑨新素材	付加製造技術(3Dプリンタなど)	②
⑩バイオ医薬・高性能医療機械	ロボット工学	②⑧
	脳コンピュータインターフェース	①⑩
	極超音速	③
	先端材料	⑥⑨
	先進セキュリティ技術	①③⑦

(備考)1.日本政策投資銀行作成
2.武器禁輸国が対象。分野は今後正式決定

図表1-3 中国の対外直接投資(フロー)



(備考)国連貿易開発会議(UNCTAD)、中国商務部

2. 投資規制が、近年伸び悩む直接投資を一段と抑制する可能性に注意

- 米国では、対米外国投資委員会(CFIUS)が対内投資を管理している。中国によるCFIUSへの投資通知は、情報関連などの重要技術に関する分野で大きく拡大し、安全保障に関わる技術の流出懸念が高まった。18年8月に成立したFIRRMAは技術、インフラ、機微データ(TID)に対象範囲を拡大し、CFIUSの権限を強化した。日本はホワイト国には指定されていないため、義務的届出などの新規制内容が適用される。審査で否認される可能性があるほか、審査期間は最大で105日に及ぶ。届出義務違反には、制裁金も課される(図表2-1)。
- EUでは、域内外問わず、対内直投の制限が原則禁止されていた。安全保障に関わる場合に認められる国レベルの規制には、英独仏を中心に取り組むが、規制の内容には幅がある。近年は、ドイツが規制強化を提唱し、各国に加えて、EUも19年3月に審査を厳格化した(図表2-2)。
- 日本でも、外為法の改正(19年11月成立、20年春施行予定)により対日投資規制を強化した。安全保障上の規制強化とともに、米欧と足並みをそろえ、日本経由の投資などの抜け穴を防止する。機微情報管理に資するほか、今後は土地取得制限も検討が見込まれている(図表2-3)。ただし、米国のCFIUS審査が減免される「ホワイトリスト国」指定は得られず、届出免除の新ルールはあるものの、政府が拡大を目指す対日直接投資には制約となる。証券界を中心に、外国人の株式投資を一段と抑制すると危惧する声も多い。
- 世界の対内直接投資(FDI)は、03年以降増加したが、15年以降は先進国を中心に減少している(図表2-4)。大型案件の剥落もあるが、米中貿易摩擦や投資規制強化などが影響しているとの見方もある。規制強化は、企業の資金調達への妨げとなるほか、コーポレートガバナンスの後退や政府の負担増などのコストをもたらすとの指摘がある一方、そもそも経済成長の前提となる国の安全を確保する規制は必要との声もある。安保管上の懸念を払拭しつつ、資金供給や知識の伝播といったメリットを損なう可能性を意識する必要がある。

図表2-1 外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)

	従来	FIRRMA
対象	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 株式取得のみ対象 ▶ 外国人が米国企業に支配・影響を及ぼす投資 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不動産取得も対象 ▶ 機微技術など、支配を及ぼさない投資も追加
事前通知・届出	任意で通知	重要技術や政府の関与あれば届出を義務化
審査期間(最長)	第1次:30日 第2次:45日 延長:15日	第1次:45日 第2次:45日 延長:15日
ホワイトリスト国(免除国)	—	オーストラリア、イギリス、カナダのみ指定

(備考)日本政策投資銀行作成

図表2-2 欧州主要国における投資規制

国・地域	審査対象	通知義務	審査の有無
EU	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 19年3月に審査厳格化 ▶ 以前は独禁上の理由を除き原則制限禁止、安保管上の各国規制は可 	あり (各国→EU・加盟国)	—
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国防、公衆衛生、治安、重要インフラなど ▶ 10%以上の株式等所有 	あり (企業→国)	個別に判断
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国防、インフラ、通信傍受関連機器など ▶ 33%以上の株式等所有 	あり (企業→国)	全件審査
イギリス	▶ 公益が損なわれる場合を適宜判断	なし (企業→国)	個別に判断

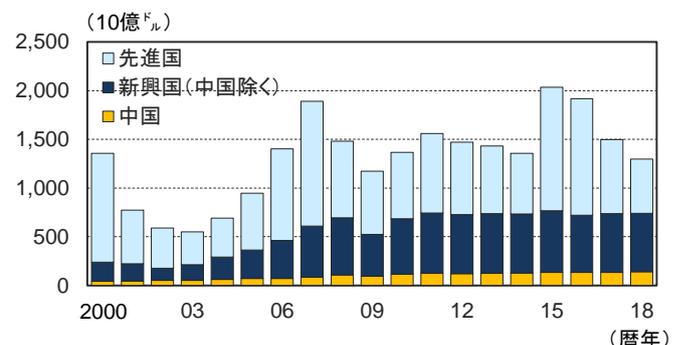
(備考)日本政策投資銀行作成

図表2-3 外為法改正の概要

	対象業種	株式取得割合	免除制度
従来	安保管に関わる業種(航空機や原子力など)	10%以上	なし
19年変更	情報関連業種を追加	1%以上(株数だけでなく議決権数でも)	国の安全を損なわないポートフォリオ投資
今後の検討事項	米軍・自衛隊施設の近くなど、安保管上懸念のある地域の、外資による土地取得制限		

(備考)日本政策投資銀行作成

図表2-4 世界の対内直接投資



(備考)UNCTAD

©Development Bank of Japan Inc.2020

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引等を勧誘するものではありません。
本資料は当行が信頼に足ると判断した情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しましては、ご自身のご判断でなされますようお願い致します。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

お問い合わせ先 株式会社日本政策投資銀行 産業調査部

Tel: 03-3244-1840

e-mail(産業調査部): report@dbj.jp